

**鯖江市地域密着型
サービス事業候補者募集要項**

令和7年9月

鯖江市長寿福祉課

1 公募の趣旨

鯖江市では、高齢者が介護の必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス基盤整備を進めていきます。その整備にあたっては、事業の適正な運営を確保し、より良い介護サービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するため、令和8年度に地域密着型サービス事業所を整備・開設する事業者を募集します。

2 募集する地域密着型サービス

募集を行う地域密着型サービスの種類等は次のとおりです。

サービスの種類	募集数	整備区域
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1箇所	市内全域

※令和8年度に工事着手し、その年度内を目途に事業所を開設することとします。

3 応募資格および条件等

- (1) 応募者は法人であること。また、自らが開設し指定を受けるものであること。
- (2) 介護保険法、鯖江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例、鯖江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の趣旨を十分理解し、これら法令等の基準を満たしていること。（事業開始までに満たすことが確実な場合を含む。）
- (3) 事業計画が確実なものであること。
- (4) 事業を実施する土地、建物が確保されている、またはその見込みがあること。
- (5) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (6) 地域との交流を図ることが期待できる施設であること。
- (7) 介護保険法第78条の2第4項各号または同法第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (8) 鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10条）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 公募事業者の選定

(1) 事業候補者の決定方法

- ①事業候補者の決定は、事業候補者選考委員会での評価・審査に基づき、市長が決定します。なお、審査等の結果、事業候補者の該当なしとする場合があります。

- ②審査方法は、質の高いサービスの確保に留意し、書類審査およびプレゼンテーションを行います。また、必要に応じて現地調査を実施する場合があります。
- ③応募者がいない場合あるいは事業候補者の該当がなかった場合、再度公募を行うことがあります。

5 施設整備費の補助について

- (1) 施設の整備にあたっては、「福井県地域医療介護総合確保基金」を財源として、国や県の定める補助金交付要綱等に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する予定です。

【参考】令和7年度

サービスの種類	補助金額(上限額)	
	施設整備費	6,470千円／施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開設準備経費	15,300千円／施設

- (2) この補助金は、国および県の予算の範囲内で採択されるため、補助金が交付されない場合や上記の補助金額（上限額）が減額される可能性があります。そのような場合、市からの補てん措置等はありませんので、資金計画等の策定にあたっては、補助金の不交付も念頭に置き十分に対応できる場合に限り応募してください。

6 公募スケジュール

- (1) 令和7年9月25日（木）募集受付開始
- (2) 令和7年10月30日（木）募集受付締切
- (3) 令和7年11月中旬頃事業候補者選考委員会
（事業計画案の説明：プレゼンテーションを実施します。）
- (4) 令和7年11月下旬頃選定結果の通知

7 申込の方法

次の書類を鯖江市長寿福祉課（介護保険グループ）の窓口请直接お持ちください。郵送は不可とします。

(1)応募書類等

応募書類は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者公募に関する応募書類一覧」を確認し提出してください。書類の提出に際しては、「提出書類の体裁等」のとおり体裁を整え、A4サイズのファイルに綴じたものを9部（正本1部、副本8部）提出してください。

なお、上記の様式は、鯖江市ホームページからダウンロードしてください。

(2)留意事項

- ① 提出された申請書類は返却いたしません。
- ② 申請の撤回および申請書類の修正は、原則として認められません。
- ③ 申請にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ④ 選定結果については、公表します。
- ⑤ 提出書類は、原則A4版縦型とします。（図面等やむを得ないものはA3サイズも可とします。）

8 募集要項に関する質問の受付等

質問については、令和7年9月25日（木）から10月30日（木）までに、Eメールにてご連絡ください。回答は、鯖江市ホームページにおいて回答いたします。

9 提出日時

令和7年9月25日（木）～10月30日（木）

午前8時30分～午後5時15分（ただし、土曜・日曜・祝日は除く）

※書類の確認を行いますので、提出に際して電話で連絡の上ご来庁願います。

10 提出先・問合先

〒 916-8666

福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市健康福祉部長寿福祉課 介護保険グループ

電話（直通）0778-53-2218 FAX 0778-51-8157

メールアドレス SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp